

# ベトナムでの事業展開について

## 2014 年



# MAZARS ベトナム

Mazarsベトナムは、1994年にベトナム国内外の投資企業に対して会計及び様々な業務上の専門的アドバイザリーサービスを目的として設立されました。それ以降成長を続け、ベトナムの主要な企業の一つとしての地位を築いてきました。現在、当社はハノイ及びホーチミン市にオフィスを構え、様々な顧客を対象にサービス提供を行っています。当社の顧客は企業の規模を問わず、分野も商業、工業、非営利事業と多岐にわたっています。当社のサービスはクオリティーの高さと専門性で広く認知されており、英語、フランス語、日本語及びベトナム語での対応が可能です。

約100名から構成される当社スタッフは、様々な専門性を有するプロチームです。公認会計士、税理士、会計及び財務MBAなどの専門家から成り、経済知識及び専門性、豊富な経験及び知識を駆使し、個々の顧客に応じたソリューションを提供します。当社のプロフェッショナルチームは、各自の能力を生かし、広範囲のビジネス分野において競争優位性を拡大し、持続可能なサービスを提供いたします。

2004年より当Mazarsグループは、アジア太平洋地域において急速な拡大を続けています。現在、アジアでは14カ国において、2,500名以上のプロたちが共通の価値観及び使命感を持ち活動しています。

当MAZARSグループは、監査、アドバイザリー、会計、税務及び法務サービスを専門とする、国際的な総合独立組織です。2013年1月1日現在において、当グループは71カ国を拠点とし、13,500名以上のプロフェッショナルが、大企業、中小企業の民間団体から公共機関にいたるまで、あらゆるビジネスの場面でのサポートを行っています。



## 目次

一般情報	2
ベトナム経済	5
投資誘致及びその保護	8
外国投資家のための事業組織	10
税制	14
会計及び監査	23
労働政策	25
土地政策	27
外国為替管理	29
その他情報	30

本書はベトナムでの事業に関心のある方々の手助けとしてまとめたもので、各テーマを包括的に網羅したものではなく、一般的な問題への答えを提供することを目的としています。実際に特定の問題が生じた場合は、関連法規を考慮し適切な専門家アドバイスの求めることをお勧めします。

したがって、本書の出版社及び著者は、本書に掲載された情報に基づいた行為の結果また掲載情報の間違い、不足部分などについて責任を負うものではありません。

# 一般情報

## 地形

ベトナムは細長い地形で、熱帯地方に属する面積約330,363km<sup>2</sup>の国である。59省と5つの地方自治体からなる。(ハノイ市、ホーチミン市(現在でもサイゴンとも呼ばれる)、ハイフォン市、カンター市、ダナン市) 首都はハノイ市で政府機関の大半が位置しており、ホーチミン市は商業の中心地である。ダナン市は同国第三の規模と考えられている。

ベトナムの国土は、東南アジアのインドシナ半島東側に伸びるS字型をしている。北は中国、西はラオス、カンボジア、東及び南は東シナ海と太平洋に面している。東側国境には3,400km以上の美しい海岸線が広がり、海産業、貿易、観光に理想的な地形でまた東南アジア及び世界の海運ハブとして成長しつつある。

大半は山岳地帯で、国土面積の4分の3が山岳及び森林に覆われている。主要な耕地は、北の紅河デルタ(15,000 km<sup>2</sup>)と南のメコン川デルタ(40,000 km<sup>2</sup>)の二つである。

ベトナムは熱帯及び温暖地帯に位置する。緯度の違い及び地形的多様性により、気候は場所により大きく異なる。ベトナム北部は四季があり、南部及び中央部は乾季と雨季だけである。

## 人口と人口密度

2012年7月現在、ベトナムの人口は9,192万人(世界第13位)で、平均人口密度は260人/km<sup>2</sup>である。人口成長率は年間1.05%で、2020年までに1億人を超えると予想されている。総人口の70%は農村部住民で、残り30%はホーチミン市、ハノイ市、ハイフォン市、ダナン市住民である。都市化率は約3%(2010年から2015年)で、人口の50%が25歳以下で農業に従事している。現在、政府は高度技術を必要とするIT、医薬品、金融サービス産業などに従事する熟練労働者に対する品質の高い訓練・教育制度の開発を優先課題としている。成人識字率は94%以上で、この人口統計が将来の繁栄に有利な要素である。

ベトナム政府によると54の民族グループがあり、その内全体の85.7%をベト人(キン族)が占めるものの、その居住地域は主要都市に集中しており全土の半分以下である。クメール人は17-18世紀にベトナムが征服したカンボジアの一部だった南部メコン川デルタ周辺に多い。クメール族人口は公式記録で130万人。

国語はベトナム語で、全民族グループにより使われている。英語は第二言語としての地位を確立しており、ビジネスでは英語が公用語となっている。その他言語としてはフランス語(ベトナムの歴史により現在もよく使われている)、中国語、山岳地方言語などがある。

ベトナムの労働力は、教育レベルが高い上に若く、平均年齢は28歳で、平均賃金は中国など近隣国より安い。ベトナム人の工場労働者の賃金は、中国の工場労働者の3分の2と言われているが、インフレや最低賃金法の影響によりこの統計は最近変化した可能性が高いと考えられる。

ある報告によると、ベトナムでは約2千万人が「中所得またはそれ以上」の購買力を持つ。その結果、ショッピングセンターやブランド品市場への進出など、小売業への投資が拡大している。初期の動向は良好だったが、小売業の伸びは最近失速している。長期的には、拡大する都市部中産階級が個人消費を刺激し続けると見られている。

## 天然資源

商業開発に適した金属及び鉱物資源として、鉄鉱石、錫、銅、鉛、亜鉛、ニッケル、マグネシウム、チタン、クロム鉄鉱、タングステン、ボーキサイト、燐灰石、黒鉛、雲母、けい砂、石灰岩などがある。

ベトナムは、沿岸地域及び大陸棚に大規模な原油及びガス資源があり、潜在的ガス田ガス資源は3,600億立方メートルと言われている。

すぐに使用可能なエネルギー資源として、ガス及び石油資源、石炭、水力発電がある。

## 宗教及び信仰

ベトナムの歴史を通じて主要な宗教は、大乘仏教、道教、儒教で、ベトナム民族文化に多大な影響を与えてきた。人口の85%は仏教を信仰しているが、儒教や道教の道義や先祖信仰やアニミズムも同時に実践している。

その他宗教としてキリスト教、カトリック教、カオダイ教などがある。

ベトナムの宗教は、俗説に基づく信仰、外国から持ち込まれた宗教、その他土着宗教など多様性に富んでいる。世界の主要宗教の内、ベトナムでは仏教が主流で、カトリック教がそれに次ぐ。

## インフラストラクチャー

この十年においてベトナムのインフラは、規模及び品質の両方において大きく拡大した。支線道路、内陸運河、鉄道などが更新されただけでなく、その管理・保守も改善された。海港、空港も徐々に拡張され、年平均約10%で成長している輸送需要を満たしている。政府は、効率の良いインフラシステムの経済開発への重要性を認め、産業化及び近代化を目的として主要経済地域を結ぶ高速道路、都市計画道路、国際空港、海港など多くの主要プロジェクトが進行中である。今日の世界的経済の低迷により、現在の政府の優先課題はインフレの安定化でこれまでのところ成功しているものの、最近州予算の引き締めによりインフラ建設プロジェクトの完了に必要な資金が削減されている。予算は現在、外国投資家が参入しない商業インフラやプロジェクトに向けられている。政府のインフラ計画は野心的なもので、特に発電所など成長計画を達成するためには主要外国投資家の資金が不可欠だという見方をする評論家も多い。

主要国道は、全国を縦断するベトナム横断高速道路第1A号線である。

ベトナム鉄道はベトナムの国鉄で、全長約3,200km、60%が北部地方を走っているが、速度も遅く不便に見えるが、ある程度の役割は果たしている。

ベトナムの空港は、ベトナム空港公社が管理運営している。空港の数は多いが、ハノイ市のノイバイ国際空港とホーチミン市のタンソンヤット国際空港が主要空港で国際空港ハブとなっている。ハノイ市では現在、日本企業と現地企業の合弁による新ターミナルを建設中である。

海運輸送システムは第1分類の港湾が17カ所、第2分類が23カ所、第3分類が9カ所となっており、主にホンガイ、ハイフォン、ダナン、ブンタウ、ホーチミン周辺に位置する。港湾全体のアクセスポイントは35カ所、停泊施設350バース、全長4万mである。ハイフォン、ダナン、ホーチミン港は、最近のベトナム観光ブームにより世界からクルーズ船が訪れている。

## 政治体制

ベトナム社会主義共和国は、ベトナム共産党による一党独裁制度で、共産党は五年毎に国会を開催し同国の将来の全体的方向性や方針を策定する。

国会は、ベトナム人民の最高意思決定機関及び最高国家権力である。国会議員は498名で非党員も参加でき、国会は最高国家機関であると共に憲法及び立法権を持つ唯一の期間である。国家は主席及び首相を選出し、国家活動全般を管理する最高権威である。

政府は実質的な国会の執行機関で最高国家運営機関であり、政治、経済、文化、社会、防衛、安全保障、外交に関わる政策業務を全体的に管理する。

主席は、国家元首として内外でベトナムを代表し、国会で国会議員により選出される。ベトナム首相は政府の長で、副首相5人、省長官及び委員会議長26人から成る閣僚評議会の長を務める。

## 税金

外国投資及び外国投資家の大半は以下の税金の対象となる。

- 法人税
- 各種源泉徴収税
- 付加価値税(VAT)
- 輸入関税
- ベトナム人及び駐在員に対する個人所得税
- 社会保険、失業保険、健康保険の保険料

投資家が対象となるその他の税金には以下が含まれる。

- 特別売上税
- 天然資源税
- 不動産税
- 輸出関税
- 環境保護税

上記税金は国により課税され、地方、州、省税はない。本書では後半で上記税金全てを取り上げる。

# ベトナム経済

## 概観

ベトナムは、実質的に世界的金融危機を乗り越り現在では回復の兆しも見せており、近年アジア諸国で最も高い成長率を達成してきた。政府はインフレ抑制にも成功し(ピーク時は25%に達した)、現在は経済減速及び自ら認めるより高いレベルの不良債権に苦しむ金融産業の回復に取り組んでいる。それでも経済成長は、年率5%程度を維持している。

1986年ベトナム共産党は「経済刷新(ドイモイ)」政策を開始し、「計画経済」モデルを代替する市場経済への移行の基礎を築いた。また世界貿易機構(World Trade Organization: WTO)加盟と証券取引市場の設立、国営部門の「証券化」により外国投資家にベトナム国内市場での事業進出の機会を提供した。今後の経済成長についてはダイナミックで若く低賃金の労働力と民間部門の役割の増加が外国直接投資の拡大に加入すると思われる。しかし現実的には新規市場参入者にとって「玉石混合」であることも否めず、外国投資家が成功するためにはさらなる市場改革が必要である。

しかし、ベトナムは外国投資家にとって魅力的な国であることには変わりがなく、外国投資家にとって、同国は戦略的投資先国及び世界的供給網により費用対効果の高い投資が実現できる国として認められつつある。既に米国フォーチュン誌トップ100社の半数以上がベトナムに拠点を設立しており、より魅力的な税優遇策、低賃金労働力、長い海岸線、より近代的で洗練された港湾インフラなどによりさらに魅力を増してきている。

ベトナムへの新規参入企業には、事業コミュニティにおける支援機関も多い。欧州商工会議所(Eurocham)、英国商工会議所(British Business Group Vietnam)、オーストラリア商工会議所(Auscham)、米国商工会議所(Amcham)、カナダ商工会議所(Cancham)、その他商工会議所が提携先、ネットワーク、情報資源などを提供している。

## 通貨

ベトナムの公式通貨はベトナムドン(「VND」)で、銀行券は額面50万、20万、10万、5万、2万、1万、5千、2千、1千、5百VNDとなっており、(実際は使用されることのほとんどない硬貨) 5千、2千、1千、5百VNDもある。クレジットカードやATMもハノイやホーチミンのホテルやレストランなどで徐々に使えるようになってきている。現在為替レートは、米ドルに対して21,000ドル、英国ポンドに対して32,000ポンド。金融機関を信用していない人も多く、銀行口座を持つ人はまだ少なくクレジットカードを持つ人はさらに少ない。

## 外国為替管理

ベトナム全土にわたり金融機関での取引及びその他大都市、首相の認可を受けた地方での取引には、米ドルとその他数種の通貨のみに限定されている。一般的にベトナムへの外国通貨の流入は歓迎され、制限も最小限であり、外国通貨の外国送金もかなり自由化された。外国投資家及びベトナムで勤務する外国人は、ベトナム政府に対する税金を納付した後に給料を外国送金することが許されている。ただし個人が同国を出国する場合、ベトナム税関での申告及びベトナム国家銀行またはその他認可銀行の承認なしに、5千米ドルまたはその他通貨相当額以上を持ち出すことはできない。(デビットノート及びトラベラーズチェックを含む)

これまでベトナム政府は、同国で事業を営む投資家に適用される広範囲の外国為替管理規制を発行してきた。

## インフレーション

若い新興国としてベトナムは、継続的課題としてインフレ抑制に取り組んできた。高度成長政策に焦点を当てた政府の方針により、同国のインフレ率は地域で最も高いもので、2011年8月には23%を記録し、その後も年平均18%前後となっている。しかし最近は、経済成長から金融財政の引き締め政策により安定へと焦点を移しており、2012年には6.81%にまで減少することに成功し、2013年はさらに減少する見通しである。

## 労働力

ベトナムは、勤勉で学習能力の高く若いう労働力が豊富なことで知られている。労働人口は5,140万人と推定され、全人口の58.5%を占めており、男性の比率が女性より高い。(男性51.5%、女性48.5%) 労働人口は、年率3.5%から4.0%の率で成長しており一年に約150万人ずつ増加している。しかし政府は、熟練労働者の不足が外国投資誘致の障害となっていることを認識している。労働人口全体の内、技術訓練を受けているのは15.6%、8百万人相当のみである。政府は、外国企業投資企業に斡旋する労働者に基本的訓練を施すための計画やプロジェクトを開始している。

## 世界貿易機構 (WTO)

投資環境の継続的改善、市場開放策、GDP成長率の改善の結果、ベトナムは2007年1月11日に第150番目のWTO加盟国となった。WTO加盟により国内経済の押し上げ効果があったが、同時にベトナムは、WTO原則に基づいた方針や法規に関わる多様な改革、特に投資及び物資・サービスの貿易部門における改革の実施が必要となった。

WTO加盟以前からベトナムはアセアン自由貿易圏(AFTA)、アジア太平洋経済協力(APEC)、アジア欧州会合(ASEM)、世界銀行、国際通貨基金(IMF)などの国際機関での活発な加盟国であった。

## 貿易協定

現在ベトナムの貿易活動は、全て2005年6月にベトナム国会が採択した貿易法規及びその他政府命令、大臣通達など関連法規の対象となっている。またベトナムは、諸外国及び地域諸国との輸出入貿易、貿易品製造、販売・購買代理店、流通サービス、貿易促進活動、駐在員事務所設立、外国企業支店設立、ベトナムで貿易業務に携わる外国資本企業、製品検査、製品原産地証明、フランチャイズなどについて、多様な二カ国間/多国間貿易協定に署名または交渉中である。このような地域諸国及び国際的協力により、ベトナムは将来的に外国投資に対し良好な投資環境を提供できると思われる。

## 開発トレンド

最近の傾向として、民間部門の影響力の拡大があげられる。民間企業数は、ここ10年から12年間で劇的に拡大した。2005年の企業法及び投資法設定により、現地企業とのパートナーシップ体制が確立され、ベトナムにおける外国投資家への新しい機会が生まれた。

2000年にベトナム証券取引所が設立され、政府の国営企業民営化政策が外国投資家によるベトナムへの投資機会を提供している。

ベトナムは、低賃金及び妥当な雇用費用により製造、IT関連サービスの拠点となっているが、著作権法が脆弱で「高付加価値」産業にとって知的所有権を同国に持ち込むには競合企業によるコピー問題が課題となっている。その結果、現在ベトナム産業は「ローテク」産業が大半となっており、政府は高付加価値産業のさらなる誘致を望んでいる。

## 投資国としてのベトナム

年以下に示す統計によると、ベトナムは海外に活発・広範囲に投資している。外国直接投資(FDI)は、企業において最低10%の議決権のある投資と定義される。

2011年12月30日現在、計画投資省(The Ministry of Planning and Investment)によるとベトナムは55カ国に投資プロジェクト627件を有し、登録資本金総額は108億米ドルとなっている。

その内、ラオスでの投資案件数が最も大きく、資本総額34億米ドル、次いでカンボジア(21億米ドル)、ベネズエラ(18億米ドル)、ロシア(776百万米ドル)、ペルー(508百万米ドル)、マレーシア(412百万米ドル)、モザンビーク(345百万米ドル)となっている。

2011年だけでも、ベトナムは世界26カ国における新規投資案件75件及びプロジェクト資本金増額33件を認可している。

上記の新規認可プロジェクト及び資本金増額プロジェクトの登録投資資本金総額だけで21億2千万米ドルに達し、前年度総額と同額レベルであった。

プロジェクトの大半はエネルギー産業及び通信部門への投資だった。

事業者情報によると、2011年の海外支払いは9億5千万米ドルに上った。

ベトナムの外国直接投資規模としては、ベトナム石油ガス公社(The Vietnam National Oil and Gas Group:PVN)が最大で資本金347百万米ドル、次いでViettel Group(185百万米ドル)、Vietnam Rubber Group(134.6百万米ドル)、Song Da Group(161百万米ドル)となっている。

# 投資誘致及びその保護

現在ベトナムの投資法枠組みは、企業法と投資法の二つの基本的分野で管理されている。企業法は設立、組織管理、異なる事業の運営に関わる法規を規定し、投資法は投資活動、投資家の権利と義務、投資保証及び投資優遇に関わる法規を規定する。

外国投資企業(Foreign Invested Enterprises(FIE's))は、ベトナムの発展に重要な役割を果たしている。FIEsは経常収支、技術革新の促進、近代的事業管理方法の導入を通じ経済発展の効果的な促進力であり、雇用の創出、市場に競争原理をもたらすものである。

ベトナムが今後10年における目標を達成するには、外国直接投資がより必要だと大半の評論家が主張している。したがって今後の経済的発展には優遇策が重要となる。ただしベトナムを高成長市場と見る市場参入者と企業を、他国ではなくベトナムに誘致するための優遇策との違いも考慮しなければならないことは明白である。

本件について手短に触れている「第5章 税制」も参照のこと。

政府は、広範囲な部門への投資を誘致したいと考えている、政府は、五カ年計画毎に優遇策を受けられる部門を開設している。現在投資優遇策の目標となっている部門は以下の通り。

- 新素材製造、代替エネルギー生産、ハイテク製品製造、バイオ技術、IT、機械製造
- 畜産、飼育、農産物・林業・海産物の栽培・加工、塩生産、新工場設立、動物品種の開発
- ハイテク・最新技術の活用、エコ環境保護、ハイテク工程の研究開発
- 労働集約産業
- インフラ設備の建設・開発、大型産業プロジェクト
- 教育、訓練、健康、スポーツ、体育、ベトナム文化の専門家の育成
- 伝統工芸・産業の開発

外国投資企業の投資は、地理的な誘致策も設けられている。この地域は「経済セクター」と呼ばれ、さらに「奨励地域」と「特別奨励地域」に分けられる。ベトナムへの投資奨励策には以下がある。

- 優遇法人税率(10%, 20%)
- 最長4年までの法人税免除または最長9年間の減税
- 輸入関税免除
- 土地使用料または土地賃貸料の免除または軽減
- BOT(建設・運営・譲渡方式)、BTO(建設・譲渡・運営方式)、BT(建設・譲渡方式)プロジェクト及び経済特区でのプロジェクトへの優遇策
- ベトナムの社会的・経済的困難に直面する地域への投資優遇策

政府は、また以下のような基本的投資保証も提供している。

- 投資家は法律で禁止されていない私有地、営業所、事業に投資することができ、自治権及びベトナム法に基づき投資活動を選択する権利を有する。
- 国は異なる経済部門に投資する投資家を国内投資及び外国投資間におけるそれと同様に平等に扱い、良好な投資活動環境を奨励・設立することを目的とする。
- 国は資産、投資資本、利益及びその他投資家の正当な権利・検疫の所有権を認め保護し、また投資活動の長期的存続及び開発を認める。
- 投資家の投資資本及び法的資産は、国有化されずまた行政措置により没収されない。
- 国の防護、保安、国益に必要である場合、国が投資家の資産を強制的買収または接収する場合、当該投資家は強制的買収または接収当該の発表時点における市場価格にて支払いまたは賠償を受ける。
- 国は投資活動において知的所有権を保護し、ベトナムへの技術移転における投資家の正当な権益を知的所有権法及びその他関連法規に基づき保証する。

ベトナム政府への金融債務を遂行後、外国投資家は以下を国外に移転することができる。「事業活動に由来する利益、技術・サービス・知的所有権の供給に対する支払い、外国ローンの元本・金利、投資資本と投資精算代金、その他金額及び投資家が法的に所有する資産」上記金額の海外送金は、自由兌換通貨により投資家が指定する商業銀行の外国為替レートにより実施する。

- 新規法律または方針により投資家がそれまでに取得していた権益または優遇策より高いものが提供される場合、投資家は新規法律に基づきその発効日からそれらを取得する権利を有する。新規法律または方針が投資家の正当でそれまで享受していた権益に悪影響を及ぼす場合、投資家は投資証書に規定された権益、優遇策などを享受し続けることができる。

# 外国投資家のための事業組織

ベトナムにおける外国投資法は1987年に導入されたもので、ベトナムにおいて初めて外国投資の基本的枠組みを設定したものである。90年代には多くの企業が進出してきたが、外国及び国内投資の両方に対し平等且つ安定的投資環境が整い、ベトナムが外国からの魅力的な投資先となったのは2005年以降のことである。

## 投資形態

基本的に投資形態は以下の二つに分けられる。

- 外国直接投資 (FDI): 投資家は資本を投下し投資活動に直接関与する。
- 間接投資: 投資家は株式、株券、債権などを購入または投資信託またはその他仲介金融機関を通じて投資を行う。投資家は投資活動に直接関与しない。本書ではこの形態については詳しく説明していない。

## 外国直接投資

外国直接投資 (FDI) は以下のように実施される。

- 事業組織を外国投資家(単複)の全額出資により設立する。この形態はWFOEとも呼ばれる。
- 国内企業と外国投資家により合弁企業を設立する。
- 事業提携契約(BCC)、建設・運営方式(BO)、建設・譲渡・運営方式(BTO)、建設譲渡方式(BT)に基づく投資形態。本書では詳細には触れない。
- 資本拋出、株式取得、もしくは合併/買収

進出企業が選択できる組織形態を以下に説明する。

### 有限責任会社 (Limited Liability Company)

会社の債務及びその他金融債務に対し、出資者の責任が会社定款規定の資本金額(認可資本)に限定される形態。当形態における会社の法的地位は、投資証明書の発行日に発効する。これには二つの形式がある。

- 出資者一名の有限責任会社、つまり投資家一名(個人または企業)により所有される会社。一人有限会社は、(1)他の投資家の新規資本を追加するかまたは(2)現存投資家が資本金を他者に移転することにより出資者二名かそれ以上の有限責任会社に転換することができる。
- 出資者二名かそれ以上の有限責任会社、つまり合弁(外国投資家と国内投資家間)の一種または投資家二人かそれ以上が所有する二人以上有限会社(投資家二人以上により設立)。投資家数は50人以下でなければならない。

## 合資会社 (Joint Stock Company :JSC)

株主は個人または団体で最低株主数は三名。通常会社との大きな違いは、合資会社は株式・社債の発行が出来ることである。株主の会社の負債に対する責任は資本金額に限定される。ベトナムの二箇所の証券取引市場には合資会社数百社が上場されているが、一般的に企業の経営管理に向上の余地があると言われている。日本の株式会社に近いイメージ。

## 合名会社 (Partnerships)

合名会社は、少なくとも二名の個人所有者(共同事業会員)からなる会社で、共通の所有の下に事業を行い、会社債務について無制限の責任を負う。共同事業会員に資本拠出会員を加えることもでき、その責任は拠出資本金に限定される。合名会社はいかなる種類の証券も発行することができない。

## 個人企業 (Private enterprises)

個人企業は一人の個人が所有する事業(個人商人に近い)で、当該個人の全財産を限度として会社の全ての活動について責任を負う。個人企業は、いかなる種類の証券も発行もできない。興味深い点は、一人の個人は一社しか設立が許されていないことである。

## 事業提携契約 (Business Co-operation Contract : BCC)

事業提携契約とは投資形態の一つで、投資家は契約を締結し法的形態を設立することなく事業について協力、収益または成果を分け合う。契約には両当事者が合意した協力の当事者、内容、期間、両当事者の権利及び義務、管理機構などが規定される。

資本拠出(Capital Contribution)、株式買収(Share Purchase)、合併・買収(Merger, Acquisition)投資家は、ベトナム企業への資本拠出、株式買収、合併及び買収を認められている。外国資本の上限比率は、産業分野及び事業内容により規制されている。

上記について監督官庁がいくつかの規制を実施している。最も重要なものは、外国投資家による株式購入及び資本拠出に関わる規則である。ただし、実際的な実務規定はかなり不足している。

## その他市場上参入形態

上記投資形態の他に、外国投資家には以下のベトナム市場上参入方法(営利目的ベース)の選択肢がある。

### 支店

支店設立はベトナムのWTO議定書及び現地法規に従う。通常の外国企業がベトナム支店を設立する場合、支店の活動は許可書規定の活動に限定されるとする2006年7月発行の政令を順守しなければならない。

支店がベトナムにおける規則が存在する部門で営業する場合、支店は当該規則順守の事実を証明しなければならない。許可書の取得には、以下を証明しなければならない。事業環境達成証明書、開業証明書、専門職業賠償責任保険、法的資本規制またはその他事業法規定に基づく書類。

## 駐在員事務所

支店設立はベトナムのWTO議定書及び現地法規に従う。通常の外国企業がベトナム支店を駐在員事務所の設立は、市場調査及び販売促進活動についてのみ外国企業に認可されている(つまり、営業活動はできない)。この外国企業に対する当駐在員事務所設立条件は、既にベトナムで事業登録法として成立しており、発効日から一年ほど施行されている。駐在員事務所の機能は以下が含まれる。

- 連絡事務所としての機能
- ベトナムの外国企業の提携プロジェクト形成の促進
- 外国企業による物資の購入・販売機会促進及び当該企業の商業サービス提供及び販売のための市場調査
- 外国企業がベトナム当事者と締結したか同国市場上に関連する契約の履行のモニタリング

駐在員事務所の監督官庁に対する義務は、他の全てのトレーディング組織と同様であるが、財務報告書は提出する義務は全くなく、監査も必要ない。これは駐在員事務所の財務情報は親会社に取り込まれるためである。

## 外国委託業者・クロスボーダー供給

外国企業は、ベトナム法及びWTO議定書に基づき多様なクロスボーダー取引を行うことができる。特に、ベトナムで貿易を営む(現地顧客への物資の輸入及び販売)ことを望む外国投資家は、必ずしもベトナム(条件や認可が義務付けられている)に事業体を設立する必要はない。

建設及び関連事業では、外国委託業者はベトナムのプロジェクト所有者と直接建設契約を締結して事業を実施し収益を上げることができる。ただし、外国委託業者は建設受託の認可申請をし、プロジェクト管理事務所を設立しなければならない。

# 外国投資企業の設立

## 外国企業出資率に対する制限

外国投資家は、ほとんどの場合ベトナム会社資本の100%の所有を認められている。ただし(1)WTO議定書などベトナムの二国間及び国際協定に規定されている場合や(2)ベトナムの特定法及び規定など外国企業出資比率が制限される場合もある。

## 投資手続

外国資本企業(Foreign Invested Enterprise : FIE)を設立するには、事業登録証書としても機能する投資認可申請手続が必要となる。外国投資家は事業内容及びプロジェクトの投資資本金額に応じて、(1)投資登録手続及び(2)投資評価手続のどちらかの認可手続が必要である。

投資登録手続は、条件付き部門を除き(つまり製造部門)、投資資本金額が3,000億VND(1,500万米ドル)プロジェクトに適用される。

投資評価手続は、(1)条件付き部門(つまり、貿易、流通部門)で、投下資本額が3,000億VND以下のプロジェクト及び(2)3,000億VND以上のプロジェクトに適用される。

外国投資家の申請認可について、認可当局が費やす日数は法律で規制されている。規制意図は善いが、実際は手続きに時間がかかる上に当局からの追加要請もあり、忍耐が必要な場合が多い。

### 認可当局

通常外資企業の設立申請は、地方人民委員会(計画投資省 (Department of Planning and Investment))または関連する市・地方の工業団地、輸出加工ゾーン、ハイテクゾーン、経済特区の管理委員会の査定が必要である。

特殊なケースの場合(つまり、特殊事業分野)、申請は例えば首相など上級機関の承認が必要となる場合がある。

### 認可後手続

設立が完了した後、外資企業は、以下を含むがそれに限定されない認可後の事務手続きを実施しなければならない。

- プレスリリース
- 社印登録
- 税制番号登録(税金コード)
- 資本金振込及び貿易取引用の銀行口座開設

## 事業の停止

### 解散

企業法に基づき、事業は以下の場合に解散することができる。

- 会社定款規定の事業期間が満了し更新する意思のない場合
- 私企業の場合で所有者が解散を決定した場合。合名会社の場合、無制限パートナーが決定した場合。有限責任会社の場合は会員総会または会社所有者が決定した場合、合資会社の場合は株主総会の決定による。
- 会社が6カ月連続で法規規定の最低社員数を満たしていない場合
- 事業登録証が取り消された場合

企業は負債を全額返済しその他義務の履行後にのみ解散することができる。

### 破産

破産手続きは申請提出から始まり、免債手続または清算手続において負債者の「破産」が宣告される。裁判所は企業に対し破産手続が申請されて30日以内に、破産手続が開始されるか否かの決定を發する。

免債手続は、裁判所が負債者の事業改革のための初回債務者会議における債権者の決定(必要過半数による)を受諾することから始まる。一旦手続が開始されると負債者は、債権者の決議から30日(または裁判所が認める期間)以内に裁判所に救済計画を提出しなければならない。ただし当該指定期間内に事業を救済する義務を引き受ける債権者または当事者があれば、救済計画を草案し裁判所に提出する権利を有する。

# 税制

本章では、ベトナム税制の概観、ベトナムの主要な税金、ベトナムにおける外国投資家に多大な影響を与えるベトナムと諸外国間の租税条約について述べる。

## ベトナム税制概観

一般的な税法を採用しており、近年現地法人及び外国法人の両者に平等に適用されるようになった。税法には、高次なレベルの法令/条例/規定から、補助的な法的指示書としての布告、決定事項、通達及び各種公文書を含む。

## 登録免許税

登録免許税は企業及び個人事業主(ベトナムで事業を営む外国請負企業を含む)に毎年課税される。課税金額は対象者の登録資本金額による。(外資企業の場合、投資証書に記載され登録された投資資本金額)

## 法人税

法人税は企業、ベトナム法に基づき設立されたあらゆる種類の組織またはベトナムで事業を営む外国企業の収益またはベトナムで得た収益に対して課税される。法人税は課税所得(利益)に適用税率を掛けて算出される。

### 税率

外国企業に適用される税率は、以前は国内企業に対する税率とは異なっていたが、2009年に基準税率25%に統一された。最新の法人税海底により、税率が引き下げられた。(一般的に、中小企業については2013年7月より20%、その他については2014年より22%とし、2016年からはそれらについても20%まで引き下げられる予定。)石油及びガス事業の税率は32%から50%の範囲が適用される。

### 税制優遇策

事業活動内容(ヘルスケア、教育、ハイテク、インフラ開発、ソフトウェア制作などベトナム政府が奨励する事業部門における)に関わる投資プロジェクトの種類、または企業の場所(経済特区または社会的・経済的に困難な状況にある地域)により、優遇税率(10%または20%)、免税期間(数年間の免除、その後50%免税など)などの法人税優遇策がある。さらに製造業、建設・輸送部門で女性や少数民族の雇用率の高い企業にも追加での優遇策がある。

### 課税所得(利益)

課税所得は、企業の会計年度における収益総額から損金算入費用総額を差し引いた金額と定義される。

収益には販売、収益がベトナムまたは外国に由来するか否か及び回収されたか否かに関わらず、企業が提供するサービスから生じる全ての収益及びその他の企業活動から生じる臨時収入が含まれる。

費用については、事業に関連し適法な請求書・文書により証明される費用は損金算入が認められる。しかし、公告・販売促進費の制限、登録標準コストを超える原材料コストの制限、在庫評価規定、一般的に適用されている規定に違反する不良債権、金融投資損益、製品保証、建設工事など例外を規定する経理関係細則も、特に関連法規について数多くある。また特別事業(保険や証券業務など)に従事する企業への別途細則もある。

### 欠損金の繰越

企業は、会計年度における欠損金をそれが生じた年の翌年から数えて5年間に於いて繰越し、将来の課税所得と相殺することが許されている。

### 移転価格

ベトナムは2005年に移転価格制度を導入し、移転価格税制の内容及び移転価格調査時の主要な規制の枠組みを設定した。その原則では、関連当事者間の取引は独立当事者間取引(on an arm's length basis)でなければならない、としている。独立当事者間取引の原則に違反した場合、罰金及び金利を伴う追徴課税の目的から移転価格または所得の再計算をすることとなる(これは移転価格の証拠文書がない場合、税務署が文字通り移転価格の設定を行う可能性があることを意味する)。上記の移転価格の調整を受けた場合、納税者データの変更や世評など様々な点で悪影響が考えられる。

必要書類については、関連当事者取引のある企業は、会計年度における関連当事者取引の開示様式(年度末法人税申告書と共に毎年税務署に提出する)、対等当事者間取引を証明する移転価格を文書化し提出しなければならない。

### 利益の海外送金

税務署に対し法人税申告・財務諸表を提出し税金を納付した後、またはベトナムでの事業プロジェクト完了時に、税引後利益は海外に送金することができる(利益の海外送金に対する税金は現在適用されない)。

## 付加価値税 (VAT)

一般的にベトナムで製造、事業及び消費により費消された財貨・サービス(付加価値)にはVATが適用される。VAT税率(0%, 5%, 10%)またはVAT免税は財貨・サービスの種類により異なる。

VAT免税	医薬品、獣医サービス、保険サービス・金融業の一定種類、教育、職業訓練、人道援助、返済無用援助、技術移転、知的所有権移転、コンピューターソフトウェアなどの財貨・サービスはVATが免除される。
VAT 0%	主に財貨・サービスの輸出に適用される。
VAT 5%	一般的に必要な不可欠な財貨・サービス供給に関わる経済的分野に適用される。
VAT 10%	「基準」税率である。

VATの計算方法は税額控除法(税抜経理方式)と直接計算法(税込経理方式)の二つがある。通常、企業はVAT申告を税額控除法にて申請するが、直接計算法は限定された特殊ケースに適用される。税額控除法による登録VAT納税者として、企業は仕入VAT及び売上VATの全てを毎月記録・計算し、VAT申告書を管轄の税務署に提出しなければならない。企業はその後、仕入VAT及び売上VATの差額(売上VATが仕入VATを上回る場合)を税務署に支払うかまたはVAT還付(仕入VATが売上VATを上回る場合)の権利を有する。

## 請求書

既成印刷品、自社印刷または電子請求書を使用することができる。タックス・インボイス様式には規定項目を掲載し、使用前に管轄の税務署に通知しなければならない。

## 個人所得税

個人所得税は、個人が受領した課税所得に課せられる。個人所得税は各個人で負担すべきものであるが、個人所得税には源泉徴収の概念が含まれており、雇用企業は従業員への給与支払い前に源泉徴収を実施する義務を負う。

個人が控除前ベースで報酬を受ける場合、給与の支払者は個人に支払いを実施する前に個人所得税を源泉徴収し、税務署に源泉徴収税を送金する義務を負う。報酬が控除後ベースの場合、給与の支払者は、税引き後給与及び所得税を計算し、当該個人所得税を税務署に支払う義務を負う。

### 在留資格

現存のベトナム税制での外国人課税は、課税年度における当該外国人の在留に基づく。一般的に、ベトナム税制において外国人納税者には以下の二分類がある。

- 居住者: 外国人は課税年度におけるベトナム滞在日数が183日を超えるか、ベトナムに正規住居を持つ場合で以下のケースの場合(これは納税者にベトナムとの二重課税協定が適用される場合を除く)、課税居住者と見なされる。
  - 居住者カードを保有する、または
  - 永久居住者の住所はベトナム居住者法に基づき登録されている、または
  - 住宅法に基づくベトナム滞在のための課税年度において(90)日以上賃貸契約による賃貸住宅

納税居住者は個人所得税の累進税率が適用され、全世界所得に対し最高35%の税率が課せられる。

- 非居住者: 外国人は上記の納税居住者条件に該当しない場合、ベトナムにおいて非納税居住者と見なされる。この場合、非居住者外国人は、ベトナム源泉所得(不明瞭ではあるが、計算するために必要)に対し20%のみ課税される。

### 課税所得

課税所得には給与所得、事業収益、投資収入、資金移転による収益、不動産移転による収益、その他所得がある。

給与所得には特に給与、賃金、報酬、手当が含まれる(有害・危険手当、奨励手当、地域手当、退職手当、解雇手当、その他社会保険基金が支払う手当などを除く)、事業協会会員、取締役会、管理委員会、運営評議委員会、その他組織などからの収益及びその他現金または物品による給付が含まれる。

### 所得控除

課税対象となる雇用及び事業収益を持つ納税居住者には、強制保険加入、慈善・人道的支援、家族控除を含む所得控除がある。特に納税者自身に対する控除(一カ月につき9百万VND)及び扶養家族控除(一カ月につき3.6百万VND)が含まれている。

## 税率

課税対象者の事業収益及び給与所得は、累進課税で課税される。

分類	課税対象年間収益額 (単位:百万VND)	米ドル相当	課税対象月間収益額 (単位:百万VND)	米ドル相当	税率 (%)
1	60まで	2,880	5まで	240	5
2	60 から 120まで	2,880-5,760	5 から10まで	240-480	10
3	120 から216まで	5,760-10,320	10 から 18まで	480-860	15
4	216 から384まで	10,320-18,300	18 から 32まで	860-1,525	20
5	384 から 624まで	18,300-29,700	32 から 52まで	1,525-2,475	25
6	624 から 960まで	29,700-45,720	52 から 80まで	2,475-3,810	30
7	960以上	45,720+	Over 80	3,810 +	35

[注:事業収益及び給与所得とは、控除可能項目または費用可能額をマイナスした後の所得となる。]

課税対象者のその他収益は定率で課税される。

番号	収益分類	税率
1	投資所得	5%
2	資本譲渡所得	20%
3	有価証券移転所得	利益の20%または取引額の 0.1%
4	不動産移転所得	利益の25%または取引額の 2%
5	当選所得	VND1千万を超える金額の 10%
6	ロイヤルティー収益	VND1千万を超える金額の5%
7	フランチャイズ料収益	VND1千万を超える金額の5%

非居住課税対象者の収益は定率で課税される。

番号	収益分類	税率
1	給与所得	20%
2	事業所得	1% - 5% (事業収益の分類に基づく)
3	投資所得	5%
4	資本、有価証券譲渡所得	取引額の0.1%
5	不動産譲渡所得	取引額の2%
6	当選所得	VND1千万を超える金額の10%
7	ロイヤルティー収益、フランチャイズ料収益	VND1千万を超える金額の5%

## 外国契約者税 (FOREIGN CONTRACTOR TAX: FCT)

FCTは通常では源泉徴収の形をとる包括的な税制で、VAT及び法人税(または個人所得税)からなり、ベトナムで法的組織を持たない外国企業/個人が請負企業として事業を営む者もしくは収益を上げる者を対象とする。

基本的に外国契約者税は、以下の場合に対象となる。

- 外国企業によるベトナムにおける製品/商品の販売(納入場所在ベトナム国内にある場合)
- 外国企業によるベトナムにおいて実施される据付、委託、保守を含むがそれに限定されないサービスに関わる製品/商品の販売
- 外国企業によるベトナムでのサービスの提供(一定の例外あり)
- その他ベトナムで受領されるあらゆる形態の収入(事業の運営場所に関わらず)

FCTには3種類の申告方法があり、税金の支払先、各当事者の納税形態、その他外国企業及びベトナム当事者が準拠すべき会計基準で異なる。

VAS法	外国請負企業は、ベトナム会計システム/制度(Vietnamese Accounting System: VAS)を適用し、控除法によりVATを支払い、プロジェクト/契約から得た利益に対しベトナム企業と同様に適用税率にて法人税を支払う。
源泉徴収法	外国請負企業は、FCTをみなし税率にて支払(源泉徴収される)。FCT税率は、契約の性質・範囲により異なる。契約を管轄税務署に登録しFCTを支払う責任は、ベトナム契約当事者にある。
ハイブリッド法	これは上記の折衷法である。VATは控除法により申告され(VAS法と同じ)、法人税はみなしで申告する(源泉徴収法と同じ)。

## 輸出入関税

輸出関税は主に農産物(米、木材、海産物など)、天然資源に課税される。税率は最大50%までで、輸出商品のFOB価格(本船渡し)を基礎とする。

輸入関税は広範囲な物資に課税される。税率は製品種類と原産地が考慮され、以下の3種類がある。

- 優遇税率は、ベトナムから最恵国待遇 (Most Favoured Nation: MFN)を受ける約60カ国から輸入された物品に適用される
- 通常税率は、その他諸国からの輸入品に適用され、優遇税率の150%である。
- 特別優遇税率は、共通効果特惠関税(Common Effective Preferential Tariff: CEPT)に基づくアセアン加盟国、ベトナムとEU間の繊維衣料品協定に基づくEU諸国など、ベトナムと特別優遇協定を締結した国からの輸入品に適用される。

ベトナムは、関税の削減、関連協定に基づく非関税障壁の撤廃のため、輸入、アセアン自由貿易圏(ASEAN Free Trade Agreement: AFTA)及びその他諸国及び国際的貿易組織(日本、韓国、中国、インド)との提携を促進している。

## その他税制及び料金

### 特別売上税

特別売上税は、タバコ、ビール、アルコール飲料、自動車、オートバイ、航空機、ヨット、エアコン、ガンリン等の特定の商品及びサービスにのみ課税される。特別売上税の税率は10%から65%である。

## 天然資源税

天然資源税は、石油、鉱物、森林資源、海産物及び天然水等の天然資源を利用する組織又は個人に対し課税される。税率は0%から40%であるが、利用料に応じて累進的に課税される場合もある。

## 環境保護税

環境保護税は、石炭、ガソリン、ビニール袋、石油など国民の健康または環境に悪影響を与えるとみなされる製品に課税される。同税はベトナム国境を通過する製品、一時的に輸入され一定時間内に再輸出される製品、直接輸出される製品、製造者が輸出用に委託する製品には課税されない。同税は製品製造段階で一回に限り支払われる。

## 非農耕地活用税法

非農耕地活用税法は、2012年1月1日に1992年の旧法である住宅及び土地税法及び1994年改定法に代わって発効したもので、以下の三分野を管理する。(1)農村及び都市部の住宅地、(2)工業団地建設用地、製造設備・事業設備の建設用地、鉱物探査・加工用土地、建設材料及び陶器製造用土地を含む非農耕地及び事業用土地、(3)商業目的に利用される非農耕地

非商業目的に利用される非農耕地は同税の対象ではない。また、当該規定には税控除9種及び50%税控除4種が含まれている。

基本的に同税の申告及び支払いの責任は、課税対象用地を利用する権利を有する組織、世帯、個人にある。組織、世帯、個人が土地利用権証書及び/または住宅及びその他土地付属資産の所有権証書を授与されていない場合、現存土地利用者が納税責任を負う。

非農耕地活用税の計算基礎は、税率と課税価格の両方で、税率は用地種類、活用目的、割当てを超える土地により異なる。

## 料金及び手数料

上記以外にその他土地利用賃貸料などの料金及び手数料がある。

## 税務調査(監査)及び罰則

企業は、税務署により通常3,4年に一度、定期的に調査(監査)を受ける。さらに、企業は異なるベトナム官庁によりその他多くの検査の対象となる(例えば、税関や財務部など)。検査の日時や範囲は、事前に送付される文書により通知される。

このような税務調査(監査)または検査は、税金の再徴収や罰金につながる場合もある。罰金には遅延納税の金利、税申告手続違反または不正確申告に対する課徴金、脱税・税回避への罰金などがある。消滅時効は、税申告手続違反または不正確申告では違反日から2年、脱税・税回避は5年となっているが、過少申告や未納税金の回収に時効はない。但し、税の支払いが免除となった場合を除く。

## 二重課税協定 (DTA)

### 概観

ベトナムは二重課税の回避・防止のため60カ国と二重課税協定(Double Tax Agreement : DTA)を締結している。一般的に二重課税協定は、納税者に対し免税処置または税額控除制度を提供することにより二重課税を防止する。二重課税協定は、また各所得の性質により(以下参照)異なる税率を使い、ベトナムなど開発初期段階にある発展途上国に対しみなし税額控除制度を提供する。

## 税率

二重課税協定は、一定収益分類に対する最高税率を規定し、ベトナム国内税率が課税協定と異なる場合、どちらか低い税率が適用される。

番号	番号	番号	番号
アルジェリア	15	15	15
オーストラリア	10	10	10
オーストリア	10	7.5/10	5/10/15
バングラデシュ	15	15	15
ベラルーシ	10	15	15
ベルギー	10	5/10/15	5/10/15
ブルネイ・ダルサラーム	10	10	10
ブルガリア	10	15	15
カナダ	10	7.5/10	5/10/15
中国	10	10	10
キューバ	10	10	5/10/15
チェコ共和国	10	10	10
デンマーク	10	5/15	5/10/15
エジプト	15	15	15
フランス	Nil	10	5/15
フィンランド	10	10	5/10/15
ドイツ	10	7.5/10	5/10/15
香港	10	7/10	10
ハンガリー	10	10	10
アイスランド	10	10	10/15
インド	10	10	10
インドネシア	15	15	15
イスラエル	10	5/7.5/15	10
イタリア	10	7.5/10	5/10/15
アイルランド	10	5/10/15	5/10
日本	10	10	10
韓国	10	5/15	10
北朝鮮	10	10	10
クウェート	15	20	10/15
ラオス	10	10	10
ルクセンブルグ	10	10	5/10/15
マレーシア	10	10	10

番号	番号	番号	番号
モンゴル	10	10	10
モロッコ	10	10	10
モザンビーク	10	10	10
ミャンマー	10	10	10
オランダ	10	5/10/15	5/10/15
ノルウェー	10	10	5/10/15
オマーン	10	10	5/10/15
パキスタン	15	15	15
フィリピン	15	15	10/15
ポーランド	10	10/15	10/15
カタール	10	5/10	5/12,5
ルーマニア	10	15	15
ロシア	10	15	10/15
サウジアラビア	10	7,5/10	5/12,5
セーシェル	10	10	10
シンガポール	10	5/15	5/7/12,5
スロバキア	10	5/10/15	5/10
スペイン	10	10	10
スリランカ	10	15	10
スウェーデン	10	5/15	5/10/15
スイス	10	10	7/10/15
台湾	10	15	15
タイ	10/15	15	15
チュニジア	10	10	10
アラブ首長国連邦	10	10	5/15
ウクライナ	10	10	10
英国	10	10	7/10/15
ウズベキスタン	10	15	15
ベネズエラ	10	10	5/10
カザフスタン	10	10	5/15
サンマリノ	10	10	10/15
ニュージーランド	10	10	5/15

## 注:

- (1) 二重課税協定規定の限定税率が現行国内法の源泉徴収率を下回らない場合もある。その場合、国内税率が適用される。
- (2) 一定の政府機関により課せられる金利は、源泉徴収税の対象とならない。
- (3) ローヤルティー源泉徴収率は、ローヤルティーの種類により異なる。
- (4) セルビア及びパレスチナは、締結準備段階にある。

## 短期滞在者に対する課税免除

一般的に短期滞在者は、以下の三条件が満たされる場合、課税協定により受け取る所得に対し滞在国の課税を免除される。

- ベトナム滞在日数が183日を超えない
- ベトナム以外の国を源泉とする所得
- 報酬はベトナムの恒久企業による負担によるものではない

ただし、課税協定規定は無条件で自動的に適用されるものではなく、税控除を申請するためには納税者は、税制署に別途申請を行う必要がある。

## みなし課税控除制度

ベトナム政府による現行の課税優遇を減少させる事態を防止するため、開発途上国の強い要請及び当該国との経済的協力への政治的配慮により、二重課税協定には特定課税協定により見なし課税控除制度を認めるものがある(つまり、みなし外国課税の控除)。

したがってベトナム法の課税控除では、ベトナムの課税がベトナムの経済開発促進のため設定された特別優遇策により減額されるかまたは控除された場合、他国居住者がベトナム法(及び協定)に基づき支払われるべきベトナムの課税控除の権利を持つべき場合、みなし課税控除を権利として認めている。当みなし課税控除制度は通常、課税協定の発効後数年間停止される。

# 会計及び監査

## ベトナム会計制度の法的枠組み

ベトナム会計制度の法定枠組みは、2003年にベトナム国会が施行した会計法に規定されている。会計法は、ベトナムにおける会計、監査、企業財務報告の法的枠組みを規定する。同法において、全企業は、ベトナム会計基準 (Vietnamese Accounting Standards: VAS) に則り法的組織体として税務報告を作成することが義務付けられている。会計及び監査基準は、財務省(The Ministry of Finance: MOF)が規定する。

会計法は、企業財務報告書作成についてベトナム会計基準を国際基準に合致させることを保証するものである。会計法の第8条では、会計基準は、ベトナムでの税務報告慣行を支持することが示唆され、財務省は国際会計基準及び会計法規定に基づいて会計基準を發布する。

2000年から2006年において、ベトナム財務省は国際会計基準及び会計法規定に基づいて26の会計基準及び37の監査基準を發布した。

## ベトナムの会計制度

外資資本企業、事業提携契約の外国当事者、外国委託企業(以下、集散的に「外国企業」)は、ベトナム会制度、ベトナム会計基準、解釈ガイダンスを採用しなければならない。一般的に企業は、標準的会計制度に完全に準拠する場合、その会計制度を登録する義務はないが、企業が基準の補則または改定の採用を望む場合、実施前に登録し財務省の許可を得なければならない。

ベトナム会計基準の一般要件には以下がある。

- 会計記録の作成には、ベトナム語のみまたはベトナム語及びその他財務省が認める広く使用される言語の二ヶ国語を使用する。
- 会計通貨はベトナム通貨ドン。外国企業は、例外的ケースにおいてのみ「外国通貨」を会計記録通貨に使用することができる。
- 会計一覧表は、ベトナム会計規則に準拠する。
- 報告書は、全て月次で作成する。
- ベトナム会計規則に規定のとおり、複数の報告書を作成しなければならない。

## ベトナム会計基準 (VIETNAMESE ACCOUNTING STANDARDS: VAS)

ベトナム会計基準では必ずしも明確な会計処理を規定していないため、国際会計基準を参照する場合がある。これは、ベトナムの発展途上にある「正当な会計実務」を補完するため、国際会計基準を使用するという財務省の黙示的方針によるものと考えられているためである。言うまでもなく、その適用は財務省の事前許可が必要である。

## 機能通貨

上記のように、ベトナムにおける企業(外国企業を含む)は、ベトナムドンを機能通貨に使用しなければならないが、企業の収益及び支払いが主に外貨で行われる場合、当該企業は財務省が管理する外貨を機能通貨に使用することができる。この場合、当該企業が実施時において税務署に通知する責任を負う。

親会社が海外にある企業で以下どちらかでも適用する場合は、親会社が使用する機能通貨を使用しなければならない。

- 親会社のために製品を加工・製造する目的で設立された企業で、原材料の大半は親会社から仕入れ、製品は親会社が輸出・販売する。
- 親会社の事業取引または当該企業の全事業に対する親会社が使用する会計通貨において実施される当該企業の事業取引の割合が、実質的である(70%以上)。

外国資本により設立されベトナムで運営される企業で、外貨を機能通貨として使用する企業は、財務諸表も同通貨(外貨)で作成し、当該報告書の外貨を官庁に提出するため、ベトナムドンに換算しなければならない。

## 会計年度

外国企業に適用される会計年度は通常暦年、つまり1月1日から12月31日である。外国企業は、独自の会計年度に変更するため地方税務署に申請することができる。

## 会計経理の要員

全ての企業は、会計法の規定要件を満たしたチーフアカウント(会計主任)を雇用することが義務付けられている。規定要件を満たすか、会計資格証書または財務省が認める外国団体発行の会計・監査証書または財務省発行の会計・監査の専門資格証書または財務省規定の会計主任訓練コースに合格し会計主任資格証書を取得した者ならば、外国人をチーフアカウント(会計主任)に任命することもできる。

このためMazarsは、チーフアカウント(会計主任)サービスを提供しているが、これは当社スタッフがチーフアカウント(会計主任)を務めると同時に顧客企業は会計事務を当社に委託するものである。会計事務所が監査と会計主任の両方を務めることはできない。

## 監査

外国企業の年度の財務諸表は、ベトナムの法例に基づき毎年監査を受ける必要がある。監査はベトナムで運営される独立監査法人により実施されなければならない。

外国企業は、年度末から3カ月以内に監査済財務諸表を監督官庁に提出する義務を負う(例えば、認可官庁、地方税務署など)。

駐在員事務所及びプロジェクト管理事務所は、監査の対象ではなく、親会社の報告義務を満たすために財務報告書を提出するだけでよい。ただし、当該企業がベトナムで利用する会計制度は、ベトナム会計基準に準拠しなければならない。

ベトナムの監査需要はここ数年拡大を続けており、ベトナム企業または国際企業の競合市場になっている様子である。言うまでもなくその価格構成には差があるため、現地企業は現地の会計事務所を使うことが多い。

# 労働政策

## 人件費

企業は、直接従業員を雇用し給与について合意することとなる。但し、最低賃金に関する法令に準拠する必要がある。最低賃金は、労働・傷病兵・社会問題省(The Ministry of Labour, War Invalids and Social Affairs)が適宜規定するが、地域及び事業形態(現地法人又は外国法人)により額が異なる場合がある。

外国駐在員に関しては、コストはその在留資格及び報酬の内容に左右される。その他労働許可書、住居登録、保険など駐在員雇用に関わる事務コストもかかる。

## 残業

業は以下の条件を満たす場合に認められる。

- 従業員の合意のある場合
- 残業時間は、従業員の日当たりの通常勤務時間の50%を超えないこと。週次の場合、通常勤務総時間及び残業総時間は一日につき合計12時間または一カ月につき30時間、一年間につき200時間を超えてはならない。ただし、政府通達により年間300時間に延長された場合を除く。
- 残業が月次で連続した場合、雇用者は従業員に賠償的休暇を与えなくてはならない。

残業する従業員には、週日において最低でも基本給の150%を、週末は200%、祭日及び有給休暇は300%を支払う。夜勤には別途追加手当を支払う。

国防、人命保護、自然災害・火災・伝染病の防止及び災害時勤務など特例の場合、雇用者は従業員に対していつでも残業を要求する権利を有し、従業員は拒否権を持たない。

## 雇用者及び従業員と社会保険

一般的に雇用契約を締結する雇用者及び地元従業員は、社会保険、健康保険、失業保険基金に加入することが義務付けられている(3カ月以下の契約など例外的ケースを除く)。ベトナム法規に基づき運営される組織の駐在員は健康保険への加入が必要だが、2009年10月以降からとなっている。

負担率は雇用契約記載の給与に基づいて計算され、政府が規定する共通最低賃金の20倍以上を超えてはならない。負担率は保健の種類により以下のように指定されている。

- 社会保険：給与の17%を雇用者が、7%を被雇用者が負担（2014年以降はそれぞれ18%,8%に増加される）
- 健康保険：給与の3%を雇用者が、1.5%を被雇用者が負担
- 失業保険：給与の1%を雇用者が、1%を被雇用者が負担

## 労働組合

全ての企業は、労働組合基金への寄与が義務付けられている。現在、外国企業については、ベトナム従業員の給与/賃金の1%を労働組合費として負担することになる。

## 社内就業規則の登録

現存規定では、従業員数10人以上の企業は社内就業規則を規定しなければならない。社内就業規則は一旦発行され地方労働局に登録されると、雇用者及び従業員の双方に対し法的拘束力を持つ。

## 労働許可書

ベトナムで就労する外国人は、労働許可書を取得しなければならない。労働許可書の有効期間は、雇用契約期間に基づくが2年を超えてはならない。また、一定条件において更新することもできる。労働許可書は技術部門の例外的ケース及び契約期間が3カ月以下の場合または現地従業員により実施できない業務の場合には適用されない。

## ビザ

ベトナムでの就業を目的に入国する駐在員は、適切な商用ビザを保有していなくてはならない。これには周到な準備が必要のため、本国で取得するのが最も望ましい。商用ビザの有効期限は通常3カ月で、ビザの更新またはより長期の在留者資格(以下参照)を取得することが潜在的に義務づけられている。

駐在員の多くは3カ月毎に出国し、空港到着時に新規に3カ月ビザを取得することで、この規制をやり過ぎている。当社の情報によると、このような間に合わせた方法は益々難しくなってきた。

## 一時在留(テンポラリー・レジデント)カード

駐在員が一定期間就業目的で滞在するための最良の方法は、テンポラリー・レジデントカードを取得する方法である。かつては3年間有効のカードも取得できたが、現在は通常1年から2年となっている。入国管理局から仮在留カードを取得するには、先ず雇用主と雇用契約を結び労働許可書の取得が必要である。これにより仮在留カードを取得できる。その他にも正式な健康診断書(エイズ検査を含む)、大学卒業証書の提出などが要求される。当局はベトナムに就労目的で入国する者は全て高等教育を受けているという前提に基づいており、そうでない場合相当レベルの教育や経験を証明しなければならない。

# 土地政策

## 概論

土地政策に関して、ベトナム政府は外国投資企業へ安定的かつ長期的に優遇策を保証するための多くの規定を設けている。特に、外国投資企業は土地に対する投資による利益を得る権利、担保設定権、政府からの土地賃貸期間の更新をすることができる。さらに、2003年の土地法改正により外国企業の権利は土地を賃貸する選択肢や、特に国内及び外国投資家双方が開発プロジェクトに共同出資する際に平等な権利などに適用範囲が拡大された。

土地利用に関する問題は大半が土地法により管理されている。また民法にも土地、不動産、固定資産に関する一般的な内容が網羅されている。

## 土地利用権 (LAND USE RIGHTS: LURS)

外国投資企業は、土地利用権を購入する権利はなく、国内企業はその権利を有する。注目すべき点は外国投資家でも(a)ベトナム人パートナーが土地利用権を資本金として寄与する合弁会社を通じてまたは(b)国などの認可貸地人から直接土地を賃貸する方法により認可土地利用権を取得できることである。

## 借地

外国投資家は、ベトナムで外国投資企業を設立後、政府から直接土地を賃貸することができる。これまではベトナムの外国投資企業は政府から土地を賃貸するかインフラ開発業者から転貸することしかできなかった。現行の土地法では、外国投資企業は以下から賃貸することができる。

- 国営企業、民間合資会社、有限責任会社などベトナムの経済組織
- 海外在留ベトナム人(越僑)
- 政府から土地を賃貸し当該土地にインフラを開発する現存外国投資企業、但し当該現存外国投資企業は賃貸全期間の賃貸料を支払済みであることを条件とする。

## 借地期間

借地期間は、認可プロジェクトの期間と一致しなければならないが50年を超えてはならない(70年の場合もあり)。借地期間の更新は、満期時において借地人が更新を希望する場合、政府が認可する。

土地利用権の借用には、国営公証人が公証した適切な契約文書が必要である。家族または一人者の住居については、国営公証人または土地が所在する地方自治体、区、町の人民委員会が執行した証書を使用する。

## 地代に関する優遇策

奨励事業分野、一定事業分野、投資促進区域への投資など一定条件を満たす投資プロジェクトには、土地、水面利用に関する賃料の控除または削減が適用される。外国投資企業及び事業提携契約の外国当事者は、3年から全操業期間に渡り土地、水面利用に関する賃料の控除を受けることができ、同賃料の削減を受けることができる場合もある。

## 土地取引契約の公証

現行ベトナム土地法では、土地取引関連契約は、不動産事業許可を持つ所有者または地主による不動産の移譲または賃貸を除き、全て公証人役場に公証されなければならない。

## 外国人所有のアパート

現行規則によると、以下の外国組織及び個人はベトナムにおいて居住用住宅・アパートの購入及び所有を許されている(一定条件及び状況を条件として)。

- 投資法に基づきベトナムに直接投資を行うか、国内企業及び外国投資企業を含む企業法に基づきベトナムで操業する企業に管理者として雇用された外国人個人
- ベトナムに寄与しベトナム社会主義共和国主席により階位または勲章を授与された外国人個人、首相の決定によりベトナムに対し特別寄与を行った外国人個人
- 社会的・経済的分野において勤務し、大学またはそれ以上の教育を受け、ベトナムが必要とする分野の専門家である外国人個人
- ベトナム市民と結婚した外国人個人
- 不動産事業を除き、投資法に基づきベトナムで操業している外国投資企業で、従業員用住宅の購入を希望する者

# 外国為替管理

## 銀行口座

企業は、ベトナムの商業銀行においてベトナムドン口座を開設し使用しなければならない。事業に必要な場合は、外貨口座を開設することもできる。ベトナムで外国契約者またはその登録事務所として運営される組織も、ベトナムで銀行口座を開設することができる。

口座開設手続き及び必要書類は、銀行により異なる。

## 外国為替管理

合弁ベトナムの外国為替管理規定は、国内の全取引及びベトナム居住者間の全取引はベトナムドンで実施しなければならないと規定している。同法規では企業が実施できる外貨取引を以下のように規定している。

- ベトナム外の個人及び組織から購入する製品・サービスの支払い
- 外国ローンの返済及び金利支払い
- ベトナム外の外国顧客への製品・サービス供給の売上金回収
- 駐在員への給与、ボーナス、手当での支払い

## 海外送金

現行規定では、外国企業は、ベトナムへの投資終了時の残余財産及び税引後利益を年度末に海外に送金することが認められている(利益の海外送金に対する課税は廃止された)。このためには企業は、ベトナムでの税金及び借入等の財務関連の返済義務を履行し、監査済み財務報告書を提出しなければならない。さらに、法人税関係での論点を解決している必要がある。利益の海外送金は、当年度の黒字であっても財務諸表においてマイナスの利益剰余金が計上されている場合は法令で認められていない。

外国企業は、関係税務当局に対し、送金日の7営業日前に利益関連の海外送金届を提出する必要がある。

その他留意すべきは、企業に外貨を購入する権利があっても、銀行には販売義務がない点である。外貨準備は市場流動性により変動するため、銀行との取引関係は重要であり、ベトナムでの取引先銀行選択の際に考慮すべき問題である。

# その他情報

## ビジネス・エチケットと期待される振る舞い

### 会議

ベトナムでの会議は極めて友好的である。注意すべき唯一の点は、会議の日程を余り先に設定しないことである。1日から2日前に設定するのが普通である。会議ではお茶を出し、多少の世間話をする方が良い。ベトナム人は同国人同志では感情を露わにすることが多いが、外国人としてはほどよく控えて難しい主張をする場合でもスマイルを忘れないことが大事である。ベトナムでは時間厳守は重要である。

### 服装

程よくカジュアルで良い。ワイシャツ(ネクタイまたは無し)だけでいいが、天気予報を確認すること。冬物のスーツは一年を通じてほとんど必要ない。イベントに出席する場合、屋内が屋外か確認すること。屋外イベントは非常に蒸し暑くなるが、屋内だとエアコンでスーツ着用も問題ない。

### 名前

ベトナムで初めて仕事をする場合、ベトナム人の名前は複雑だと思う人が多い。同国人の多くは名字に始まり洗礼名(時にミドルネームとラスト・ネームの両方が洗礼名)に終わる三つの名前を持つ。氏名から性別を判断することは不可能に近いが、彼らにとって西洋名も同じことであることを忘れてはならない。最近の傾向として、ベトナム人も氏名を西洋化しており、姓名の二つだけで、洗礼名を先にする人も増えてきている。実際に姓名二つだけ(三つではなく)の人に出会ったら、西洋化の傾向の証拠だと思うべきである。名前について間違いを犯しても気分を害する人はほとんどなく、分からなければ確認するのが一番である。

### 姿勢

指を差す、腕を組む、腰に手を置く姿勢は全て避けること。人に会う時、会議の終了時はしっかり握手をする。ただし仕事では女性と握手をしない方が良いというアドバイスもあるが、我々の経験から言うと全く問題ないと思われる。

### 名刺

名刺は表裏にそれぞれベトナム語と英語で表記すると役立つ。名刺の差出し、受け取りは名刺を水平にして両手で行う。ベトナムでは、尊敬の的となる資格及び職位の全てを名刺に表記するのも効果がある。

### 贈与

贈与はきっかけを作るために良い方法だが、高価な物でなく心のこもった物が良い。

## 面目を重視する

面目についてはガイドブックでも書籍でも取り上げられているが、重要な問題である。会議では他者を批判し過ぎないこと(会議に出席しているか否かに関わらず)。「はい」という返事は多用されるが、これは必ずしも正式な合意を意味するものではない。現実的にはそうでないことの方が多く、さらに深く探る忍耐が必要である。

## その他情報

現行規定では、外国企業は、ベトナムへの投資終了時の残余財産及び税引後利益を

### 交通手段

都市ではタクシー会社が無数にあるが、評判の良い会社を利用するか、現地入りする前にアドバイスを得た方が良い。タクシー料金はメーター制で、西欧諸国に比べると安い。ホーチミン市空港から都心まで約8米ドル程度で、ハノイ空港(ノイバイ空港)から都心までは20米ドル以下である。ベトナムの主要都市は定期便で結ばれている。空港にはATMがあり、現地通貨を引き出すことができる

運転手付きの自動車レンタルも比較的廉価で、近郊の町の日帰り訪問または都市から距離のある工業団地の訪問などに便利である。

長距離にはバスの利用が一般的で(実際はほとんど現地人のみ)、オートバイ(125cc以下)は文字通り数百万台あらゆる場所で利用されている。ベトナムではまだ新しい概念である自動車道(または高速道路)は急速に拡大する交通量に重要な役割を果たすであろう。主要道路は古い設計で危険であり、交通手段は不適切な内容で(主要道路に家畜がいても驚かないで欲しい)、高速道路規定もない。

国際航空輸送協会(The International Air Transport Association: IATA)によると、貨物量及び国際旅客数の伸び率でベトナムは2014年まで年率10.2%と中国及びアラブ首長国連邦に次いで第三位となる予想である。

### グリニッジ標準時との時差 (Greenwich Mean Time: GMT)

GMTとの時差は一年を通じベトナムが+7時間だが夏時間を採用していないため、英国との時差は季節によって+6時間または+7時間(フランスとは、+5時間又は+6時間)である。

### 営業時間

ベトナムの営業時間は一般的に午前8時から午後5時までの8時間制で、昼食時間は通常午後12時から午後1時までの1時間である。事業所の多くは土曜日、日曜日は営業していない。販売業の営業時間はそれより大幅に長い。

## 祝祭日

ベトナムには年に9日の祝祭日がある。

### 正月(Tet Duong Lich) - 1月1日

**ベトナム旧正月(Tet Nguyen Dan):** 旧正月(テト)は旧暦に基づいており通常4日間。旧正月中は、地元の公共機関、店舗、レストランなどは休みで日用品の価格は大きく上がる傾向がある。通常1月下旬又は2月である。

**フンヴオンを祭る日:** 雄王、紀元前にベトナム北部を初めて統一したとされる王家を祭る日。文朗国またはラックヴィエト国の初代国王を祭る日で、この祭日も旧暦に基づく。(旧暦3月10日)

**解放記念日 - 4月 30日:** 1975年のベトナム再統合を祝う日

**国際労働日(メーデー) - 5月1日:** 労働者の経済的・社会的業績を祝う日

**国慶節 - 9月2日:** ベトナム独立宣言を祝う日



Mazarsグループは5大陸においてサービスを展開しています

## CONTACTS

### Mazars ベトナム

#### HCMCオフィス

2nd floor, 2-4-6 Dong Khoi, District 1, Ho Chi Minh City  
+84080382401493

#### ハノイオフィス

15th Floor, Mipec Tower, 229 TaySon Street, DongDa, Hanoi  
+84 4 3936 1031

#### Jean-Marc Deschamps

マネージングパートナー

Jean-marc.deschamps@mazars.vn

#### Nguyen Hai Minh

税務及びビジネスアドバイザリーパートナー

Minh.nguyen@mazars.vn

#### Kevin Simmons

監査及びトランザクションサービスパートナー

Kevin.simmons@mazars.vn

#### Pham Phuong Anh

監査パートナー

Anh.pham@mazars.vn

#### May Aguilar

監査パートナー

May.aguilar@mazars.vn

#### Nguyen Thi Ngoc Huyen

アウトソーシングパートナー

Huyen.nguyen@mazars.vn

レイアウト: Mazars, Communication  
2014-Photo@Thinkstock

詳細情報は  
[www.mazars.vn](http://www.mazars.vn)